

バス停上屋等移設業務委託仕様書

1 業務名

バス停上屋等移設業務委託

2 業務場所

法文学部前バス停（市役所向け）

図面番号 1 / 4 付近見取り図のとおり

3 業務内容

上屋及びベンチ移設 20m

4 履行期間

契約の日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

■ 共通事項

1. 適用工事及び業務関係仕様書

(1) 公共建築工事標準仕様書

(改定 国営建技第 1 5 号 令和 5 年 3 月 2 4 日)

(2) 地質・土質調査業務共通仕様書

(建設省技調発第 9 2 号 平成 3 年 3 月 3 0 日)

(改定 国官技第 8 7 3 号 令和 6 年 3 月 2 9 日)

(3) 測量業務共通仕様書

(建設省技調発第 1 3 号 昭和 5 3 年 1 月 2 0 日)

(改定 国官技第 8 7 3 号 令和 6 年 3 月 2 9 日)

2. 図面・特記仕様書及び現場説明書に記載してある以外は、上記仕様書による。

3. 本仕様書中、修繕は工事を「修繕」、施工を「作業」及び監督員を「発注者」に読み替える。

4. 本仕様書の条項で該当しない項目は削除しない。

■ 安全対策

1. 官公庁への手続きについては、工事共通仕様書一般共通事項 1. 1. 8 を準用の他、地元に対しても打合せ等を十分に行い、工事中も地元及び関係官公庁に対し連絡を保ち遺漏のないようにする。

2. 災害公害防止法については、工事共通仕様書一般共通事項を準用の他、下記

による。

- 1) 施工中における建設機械の使用については、環境汚染、鉛公害等防止のためガソリン無鉛化対策を講じたものを使用すること。
- 2) 危険物、土砂及び塵埃が現場より飛散せぬよう防止対策を日常怠らないようにすること。
- 3) 振動、騒音を伴う工事については、その防止対策を講ずると共に、施工日は（原則として）次のとおりとする。
※ 日曜日、国民の休日には工事を行なわない。かつ、関係法規等に抵触することのないよう充分配慮して施工する。
- 4) 工事中に、既設物、構築物の破損あるいは汚染させた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に復し、管渠等への流入があった場合は直ちに除去すること。
- 5) キャタピラ付き特車等の場合、道路の通行については監督員の指示を受けること。

■ 危険防止

工事中の危険防止については下記による。

危険と思われる箇所については、危険防止のため、可動柵、立ち入り禁止の表示立札を設置し、夜間は必要に応じて注意灯を設ける等の処置を講ずること。

■ 現場進入路

現場への資材等の搬入計画、通行道路の選定、その他車両の通行に係る安全対策について、受注者は関係機関と充分協議して、必要な具体的内容を定め、監督員の承諾を得たうえで、これを誠実に履行すること。

■ 施工計画書

請負人は、契約締結後速やかに現場組織表、主要機械使用計画、施工管理計画、施工管理計画実施日程表及びその他必要な管理計画等を記載した施工計画書を提出し承認を受けること。

なお、軽微な工事については監督員の承諾を得て省略することができる。

■ 足場の撤去

工事用の足場撤去は、関連する工事に支障のないように行う。

■ 再生資材の利用

路盤材、小型構造物等の基礎材（割栗石等）の砕石は、最大粒径45mm程度の再生切込み砕石を使用する。

■ 下請通知書

建築工事下請通知書を下請の有無に関わらず提出する。

なお、建設業法に違反するような、一括下請けや不適切な形態の下請け契約はしないこと。

□ 石綿等処理

建築物、工作物の解体・破砕等の作業（吹付け石綿等の除去作業を含む）吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に当たっては、あらかじめ、石綿（アスベスト）が使用されていないか、事前に調査し、石綿等の使用が確認された場合は、関係法令に基づき適切に処理する。

なお、事前調査は請負金額の大小に関係なく実施し関係個所に報告及び現場に掲示する

■ 記録写真

工事施工中の記録写真は、昭和62年4月、鹿児島市財政部工事検査課制定の「建築工事写真管理の要領」を参考に、状況がよく分かるように整理してから製本し、完成時に提出する。

特に、工事の進捗により、後日確認することが困難となる箇所は、撮影時期を失しないように留意する。

■ 産業廃棄物

産業廃棄物の処理にあたっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しマニフェストシステムにより適切に処理すること。

工事により発生した産業廃棄物で再生可能な建設廃材は、原則として再資源化施設へ搬出する。

■ その他

図面及び仕様書等、全ての設計図書は相互に補完するものとする。

ただし、設計図書間に相違がある場合は、共通事項の仕様書の優先順位によるが、これにより難しい場合は監督員と協議する